

○逗子市協働事業提案制度実施要綱

平成23年 3 月 1 日

要綱

改正 平成24年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共的な課題に関し、自主的に社会貢献活動を行う市民活動団体、NPO法人等からその課題の解決を目指す事業計画の提案を求め、当該団体等と市が対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して当該事業に取り組む協働事業（以下「協働事業」という。）の提案制度の整備について必要な事項を定めるものとする。

(提案者)

第2条 協働事業を提案できる者は、市民活動団体、NPO法人、ボランティア団体、自治会・町内会、企業、大学その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体（以下「市民活動団体等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 逗子市内で活動を行っている者又は既に市外で活動を行っており、逗子市内で活動を行う計画がある者
- (2) 自発性に基づいた活動を自立的・継続的に原則として1年以上実施している者
- (3) 5人以上で構成されている者
- (4) 組織の運営に関する規約、会則等がある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する市民活動団体等は、協働事業を提案することができない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする者
- (2) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的に活動する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者（以下単に「暴力団」という。）
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者

(5) その他市長が適当でないとする者

(提案事業)

第3条 市民活動団体等が提案することができる協働事業（以下「提案事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 公益的・社会貢献的な事業であって、市と協働して取り組むことにより、地域課題や社会的課題の解決が図られるもの

(2) 協働の役割分担が明確かつ妥当な事業であって、確実に実施できるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、提案事業の対象としない。

(1) 営利を目的とするもの

(2) 特定の個人又は特定の団体のみが利益を受けるもの

(3) 政治、宗教又は選挙活動に関わるもの

(4) 施設等の建設又は整備を目的とするもの

(5) 実践活動を伴わないもの

(6) 国、地方公共団体その他の団体から当該事業に助成等を受けているもの

(7) 本市の他の制度により実施が可能なもの

(提案事業の公募)

第4条 提案事業の募集は、公募により行うものとする。この場合において、市長は、あらかじめ行政課題に基づく特定のテーマを設定した特定テーマ型協働事業と特にテーマを設定しない自由テーマ型協働事業とに区分して募集することができる。

2 市長は、前項の公募に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を記載した募集要項を別に定め、これを公表するものとする。

(1) 公募の期間

(2) 第2条に規定する提案者の要件

(3) 前条に規定する提案事業の要件

(4) 提案の方法

(5) 選考方法及び選考基準

(6) その他公募に必要な事項

(提案の手續)

第5条 協働事業を提案しようとする市民活動団体等（以下「提案団体等」という。）

は、前条第2項の規定により定めた公募の期間内に次に掲げる書類により市長に提案をしなければならない。

- (1) 逗子市協働事業提案書（第1号様式）
- (2) 逗子市協働事業提案団体等概要書（第2号様式）
- (3) 逗子市協働事業実施計画書（第3号様式）
- (4) 逗子市協働事業収支予算書（第4号様式）
- (5) その他市長が必要があると認める書類

（平成24年4月1日・一部改正）

（担当課の決定）

第6条 市長は、前条の提案を受けたときは、当該提案事業の担当課（以下「担当課」という。）を定め、逗子市協働事業担当課決定通知書（第5号様式）により当該提案団体等に通知するものとする。

（事前調整）

第7条 前条の通知を受けた提案団体等は、当該提案事業を実施する上での課題等について、市長が別に定める期日までに担当課に対し事前調整を申し出なければならない。

2 提案団体等及び担当課は、前項の事前調整に当たっては、対等な立場で協議し、提案事業を実施する上での課題等の解決を図るよう努めるものとする。

3 市民協働課は、前項の規定による事前調整の進行について必要な支援を行うものとする。

（事業化の手続）

第8条 担当課は、提案事業について逗子市重要事務事業の市長ヒアリングに関する要綱（平成元年4月17日施行）に基づく市長ヒアリング及び逗子市事業査定に関する要綱（平成2年8月1日施行）に基づく事業査定の手続を行わなければならない。

（予算要求）

第9条 担当課は、前条の手続の結果、当該提案事業を実施することとされたときは、当該事業に係る予算の要求を行うものとする。

（協定の締結等）

第10条 市長等（市長及び他の執行機関をいう。以下同じ。）及び提案団体等は、提案事業の実施に当たっては、提案事業の実施に関する協定、契約等（以下「協定等」という。）を締結し、当該協定等に基づき提案事業を実施し、及びその進行を管理する

ものとする。

- 2 市長等及び提案団体等は、提案事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、協定等に定める方法により行うものとする。

(実績報告)

第11条 提案団体等は、提案事業が完了したときは、速やかに逗子市協働事業実績報告書（第6号様式）及び協定等に定める書類により市長等に報告しなければならない。

(提案事業の中止等)

第12条 市長等は、提案団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、提案事業の全部又は一部を中止又は中断することができる。

- (1) 第2条第1項に規定する市民活動団体等に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条に規定する提案事業に該当しなくなったとき。
- (3) 協定等に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により提案の手續等を行ったとき。
- (5) その他市長が必要があると認めたとき。

- 2 市長等は、前項の規定により提案事業の全部又は一部を中止又は中断した場合において、当該提案事業の中止又は中断に係る部分に関し既に費用等が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(公表)

第13条 市長は、提案の状況及び事業化した提案事業の内容、実施状況、実績、評価等について、広報誌等により公表するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

逗子市長 殿

団体等の名称 _____

所在地 _____

代表者名 _____

逗子市協働事業提案制度提案書

このことについて、逗子市協働事業提案制度実施要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

- 1 提案する協働事業の区分(該当する区分を○で囲んでください。)
 - (1) 特定テーマ型協働事業 (テーマ名: _____)
 - (2) 自由テーマ型協働事業
- 2 提案する協働事業の名称 _____
- 3 提案する協働事業の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 提案する協働事業の予算額 _____ 円
- 5 添付書類
 - (1) 逗子市協働事業提案団体等概要書(第2号様式)
 - (2) 逗子市協働事業実施計画書(第3号様式)
 - (3) 逗子市協働事業収支予算書(第4号様式)
 - (4) 関係資料

第2号様式(第5条関係)

逗子市協働事業提案団体等概要書

団体等の名称			
団体等の所在地・代表者氏名等	所在地	(〒 —)	
	代表者氏名		
	連絡責任者氏名		
	電話番号		FAX番号
	Eメールアドレス		
	ホームページURL		
設立年月日	年 月 日		
主な活動分野			
会員数	人(うち逗子市民 人)		
主な活動実績			
主な活動地域			
添付書類			

第3号様式(第5条関係)

逗子市協働事業実施計画書

協働事業の名称		(1) 特定テーマ型協働事業 (2) 自由テーマ型協働事業
提案する協働事業の目的		
提案する協働事業の分野		
提案する協働事業の内容		
(1) 実施時期・期間		
(2) 実施場所		
(3) 対象者		
(4) 実施手法		

(5) 役割	提案団体等の役割	
	市の役割	
(6) 協働の必要性・相乗効果		
(7) 期待する成果	1 団体等 2 行政 3 その他	
(8) アピールする点 (事業の特徴、独自性、先駆性等)		
備 考		

第4号様式(第5条関係)

逗子市協働事業収支予算書

団体等の名称 _____

事業名 _____

1 収入の部

項目	予算額(円)	積算内訳
合計		

2 支出の部

項目	予算額(円)	積算内訳
合計		

※ 添付書類

- 1 積算根拠となる見積書、単価表等を添付してください。
- 2 利用者負担金等を徴収する場合には、その金額の根拠となる資料を添付してください。

第5号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

団体等の名称
代表者名

逗子市長

印

逗子市協働事業担当課決定通知書

年 月 日付けで提案された協働事業について、次のとおり担当課を決定しましたので通知します。

1 事業名

2 担当課

3 連絡先

4 事前調整

年 月 日までに担当課に対し、事業を実施する上での課題等について事前調整を申し出てください。

第6号様式(第11条関係)

逗子市協働事業実績報告書

年 月 日

団体等の名称 _____

所在地 _____

代表者名 _____

年 月 日付けで協定を締結した協働事業が完了したので、逗子市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業名	
実施時期・実施期間	
実施場所	
参加者数	
実施内容	
成 果	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 収支決算書(領収書等の写しを添付)<input type="checkbox"/> 作成資料<input type="checkbox"/> 活動中の写真<input type="checkbox"/> その他

第 1 号様式（第 5 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

（平成24年 4 月 1 日・一部改正）

第 3 号様式（第 5 条関係）

第 4 号様式（第 5 条関係）

第 5 号様式（第 6 条関係）

第 6 号様式（第11条関係）